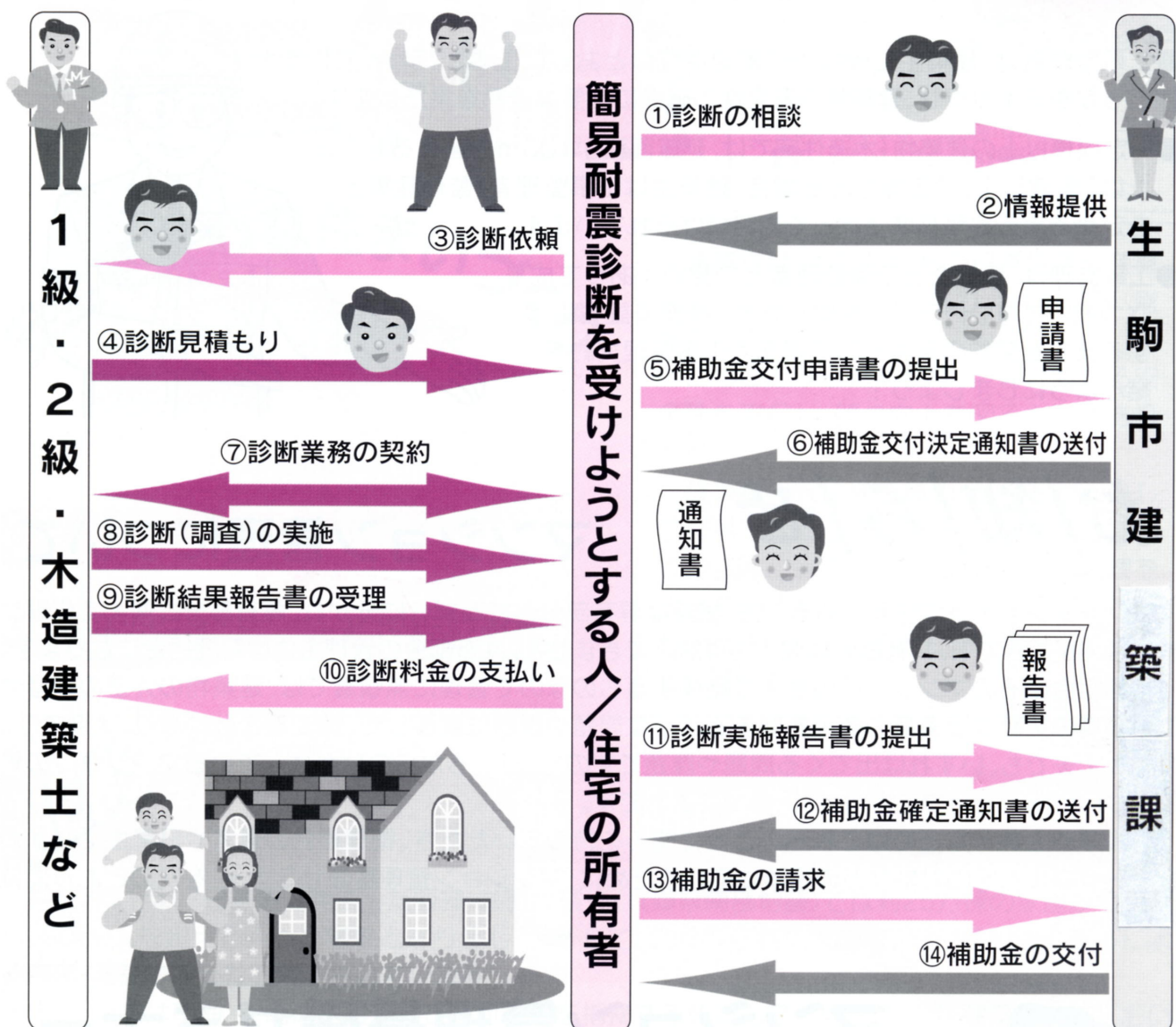


簡易耐震診断補助制度の手続きの流れ



- ①・② 耐震診断の補助を受けようとする人は、建築課窓口で事前相談を受けてください。要件を満たしている場合は、申請書などを説明のうえお渡しします。
- ③・④ 建築士などに耐震診断の見積もりを依頼してください。
- ⑤・⑥ 耐震診断補助申請書を建築指導課に提出してください。審査を行い補助金の交付が決まれば、補助金交付決定通知書を送付します。
- ⑦～⑩ 耐震診断の契約を結び、耐震診断を行ってください。耐震診断終了後、診断結果報告書を、必ず受け取り、料金の支払いをしてください。
- ⑪～⑭ 耐震診断が終わったら、報告書の写しを添えて診断実施報告書を提出してください。審査を行い、補助金確定通知書を送付しますので、請求書を提出してください。その後、指定口座に入金します。

※ご注意

住宅工事や訪問販売、点検商法などのトラブルにご注意を!!!

訪問販売員が「このままでは地震が来ると危ない」と補強工事の必要性を説き、法外な工事費や契約を強要する場合がありますので、ご注意ください。よく内容を確認し理解してから、必ず書面で契約するようにしましょう。

なお、生駒市では、設計事務所や建設業者などに耐震診断補助事業のあっせんはしていません。